

令和8年度 家庭教育学習会企画募集説明会



中央区地域家庭教育推進協議会

補足事項について

内容

①発達段階に応じた課題別子育て講座
(乳幼児期、学童期、思春期、発達障害など)

②子育て理解促進のためのふれあい・交流会・「おやじの出番！」(父親の家庭教育参加促進事業)

※子どもの発表会や授業参観的な学習会は実施できません。

※学校の授業・研究授業・カリキュラム内の実施はできません。

※参加対象は、団体構成員だけではなく、広く参加を呼びかける学習会の企画をお願いします。

家庭教育学習会の企画は、発達段階に応じた子育て講座や、子育て理解促進のためのふれあいや父親の家庭教育参加促進など、今後の家庭教育に役立つ内容をご企画ください。

家庭教育学習会は、保護者のみあるいは親子を募集する企画は可能ですが、子どものみを募集する企画はできません。
PTA団体・一般団体ともに、講演会企画のほか親子企画も可能ですので、宜しければご検討ください。

学校の授業・研究授業・カリキュラム内の実施もできませんので、ご注意ください。
参加対象は、団体構成員だけではなく、広く参加を呼びかける形で、学習会の企画をお願いします。

応募書は、団体名・代表者・講座担当者・開催予定日・テーマ・対象などをご記入ください。

連絡先の記入欄には、連絡の取りやすい電話番号をご記入ください。
確認などのため、事務局から問い合わせをさせていただく場合がございます。

また、テーマ(講座名)は、昨年度の実施学習会一覧や、実施報告書冊子

などを参考にさせていただければと思います。
講師の紹介を希望される場合は、事務局へお知らせください。

学習目的・内容につきましては、家庭教育に活かすことができる内容であることを記入してください。

PTA共催の場合、外部の受入人数も設定してください。
外部の受入れは、原則各PTAで行っていただいておりますが、難しい場合は事務局へご相談ください。

2 事業の形態・役割分担

協議会とPTAや団体が共催で実施することとします。

協議会の役割

- ①企画・運営に対する相談
- ②講師依頼状の送付
- ③講師謝金の負担 上限26,000円
※一部を材料費に充てることができます（要相談）
- ④託児スタッフの派遣・託児謝金負担
- ⑤会場確保の便宜（社会教育会館）
- ⑥広報（区の広報・協議会チラシ・公共施設へのチラシ配布等）、外部参加者の募集・集約
- ⑦学習会当日の担当委員としてのあいさつ

⑦番の学習会当日の担当委員としてのあいさつですが、協議会より当日に委員が伺いますので、学習会の最初あるいは最後に、時間の確保をお願いいたします。

担当委員は確定しましたらお知らせいたします。

資料「家庭教育学習会企画募集 事業概要」の裏面も合わせてご覧ください。

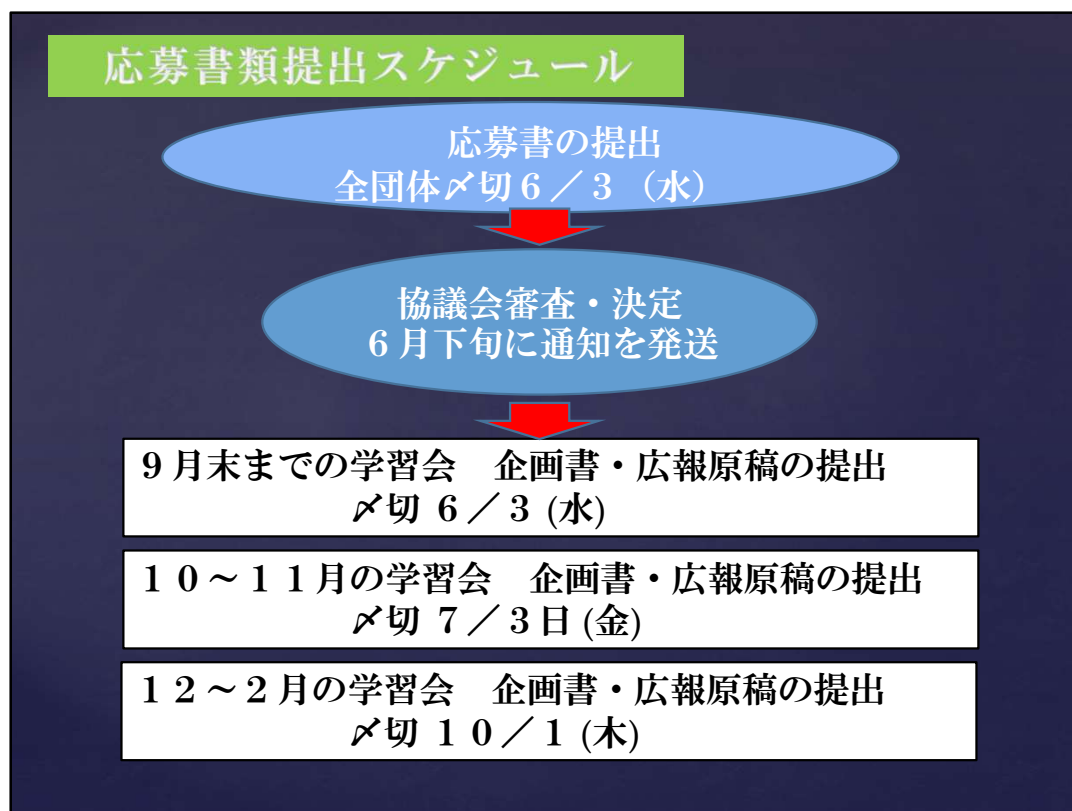
幼・小・中学校
P T A ・ 共催団体

①企画

- ・ 日時の決定
- ・ 学習内容の企画
- ・ 講師交渉・依頼
- ・ 会場決定・謝金等受渡し・託児計画・内部参加者の募集・外部参加者の募集

②運営

- ・ 会場設営・受付
- ・ 進行など



応募書類提出のスケジュールについて、学習会に応募される全団体は、6月3日(水)までに応募書をご提出ください。

全団体の応募書については、協議会で審査し、合否の決定通知を6月下旬に発送いたします。

社会教育会館の利用を希望する団体は早めにご相談ください。

★PTA共催と学校・幼稚園共催の方で、10月以降に実施を予定している場合は、応募書の※印のみの記入で6月3日までにご提出いただけます。

9月末までの学習会開催予定の団体は、6月3日(水)までに、企画書・広報原稿を合わせて提出してください。

協議会で審査し、合否の決定通知を6月下旬に発送いたします。

10～11月の学習会開催予定の団体は、7月3日(金)までに、企画書・広報原稿を合わせて提出してください。

協議会で審査し、合否の決定通知を8月上旬に発送いたします。

12～2月の学習会開催予定の団体は、10月1日(木)までに、企画書・広報原稿を合わせて提出してください。

協議会で審査し、合否の決定通知を10月下旬に発送いたします。

※PTA共催の学習会については、各幼稚園・学校の参加者のほかに外

部申込み可能な人数を設定してください。
外部参加者の募集を行う共催PTA団体は、協議会チラシへ掲載・募集いたしますので、広報・チラシ原稿もご提出ください。

※企画内容が決定している場合は、応募書と企画書、広報・チラシ原稿を同時に提出し、審査を受けることが可能です。

3 応募書類の提出

応募

指定の応募書・企画書・広報原稿に、必要事項をご記入の上、原則データでご提出ください。

- ① 予定件数を超える申込みがあった場合には、活動の内容等により調整します。
- ② 講師謝金等は1団体につき、年間26,000円を上限とします。「おやじの出番」(父親の家庭教育参加促進事業)については別枠でお申し込み可能です。「おやじの出番」は父親優先の学習会ですが、母親の申込みも可能です。

学習会の応募は、指定の応募書・企画書・広報原稿に必要事項をご記入の上、原則データでご提出ください。

予定件数を超える申込みがあった場合には、活動の内容等により調整させていただきます。

また、講師謝金等は1団体につき、年間26,000円を上限とします。ただし、「おやじの出番」(父親の家庭教育参加促進事業)については別枠でお申し込み可能です。

★ 「おやじの出番」は父親優先の学習会ですが、母親の申込みも可能です。父親の申込みが少ない場合は、母親の申込みが繰り上がります。

<企画書提出から実施までの流れ>

※協議会から開催決定通知（団体代表者宛）と講師依頼通知（講師宛）を送付します。講師謝金等の受け渡し日を事務局と調整してください。

協議会審査・決定

PTA・共催団体
学習会準備・実施

報告書提出

※講師謝金等の領収書・報告書・託児日誌・託児名簿は原則2週間以内、パネルは1月末までにご提出ください。

・企画書の提出から実施までの流れは、企画の決定後、協議会より、開催決定通知〈団体代表者宛〉と講師依頼通知〈講師宛〉を送付します。PTAや共催団体は、学習会の準備をすすめ、開催当日を迎えることとなります。

・講師謝金等は、受取り日時を事務局と決定して下さい。

①PTAの方

(1)学校交換便にて受け渡しをする場合は、学校や幼稚園にお問い合わせいただき、受取り可能な日を決定して事務局へお知らせください。

(2)区役所8階文化・生涯学習課窓口での受け渡しの場合は、事務局と受渡し日時を調整してください。

(3)振込みの場合は、講師の口座名・口座番号をお知らせください。（講座日翌月末のお振込みとなります）

②一般団体の方

(1)区役所8階文化・生涯学習課窓口での受け渡しの場合は、事務局と受渡し日時を調整してください。

(2)振込みの場合は、講師の口座名・口座番号をお知らせください。（講座日翌月末のお振込みとなります。）

・講座終了後に、領収書・報告書・託児日誌・託児名簿は原則2週間以内、パネル(A3用紙1枚程度)は1月末までにご提出ください。

1月以降に企画実施の団体へは別途期限をお知らせいたします。

・申請書類はホームページからダウンロードできます。原則データでの提出をお願いいたします。

・パネルは報告・交流会や説明会で展示及び報告書冊子に掲載いたします。

令和8年度の報告・交流会は令和9年3月上旬の予定です。

学習会を企画する上での注意点

- ・企画上、受け入れ可能な人数で募集してください。
- ・前年度から継続して、オンラインでの学習会（ズーム等を用いた学習会）の企画が可能です。その場合は、団体担当者が講師への謝金の受渡しや出席者の把握をしてください。
 - ※オンラインでの開催における機材費用・貸し出しはございませんが、26,000円を講師料と材料費等に分けて使用することは可能です。無料のアカウントもご検討ください。
- ・2部制等入れ替えでの学習会企画を認めます。その場合でも、講師謝金の上限額は変わりません。
- ・今年度、応募をしなくても来年度応募の可否に影響はありません。無理の無い範囲で企画してください。
- ・学習会が中止になった場合は、講師謝金の負担はいたしません。
- ・会場での講師・団体著書等の物品販売及び勧誘チラシの配布は出来ません。

【学習会を企画する上での注意点】

- ・学習会実施1週間前の時点で、申込人数が3組（あるいは3人）に満たなかった場合は、学習会を中止とします。
- ・事務局での応募受付方法がロゴフォームに一本化されました。
 - 団体メールアドレスへの応募受付と当日受付は引き続き可能ですので、ご希望の団体は事務局へご相談ください。

※会場での講師・団体著書等の物品販売及び勧誘チラシの配布は出来ません。

託児つき学習会についての補足事項

- ・保育士の派遣、託児用おもちゃを事務局より貸し出しできます。（区役所での受け渡しのみとなります）ご利用の際は早めにご相談ください。

中央区以外の地域家庭推進協議会以外からの補助金について

- ・中央区（中央区関連団体を含む）から別途補助金を受け取っている場合は、中央区地域家庭推進協議会から講師謝金等（補助金：上限額26,000円）をお支払いすることができません。

- ・中央区以外の団体から別途補助金を受け取っている場合は、助成団体等に確認させていただいた上で講師謝金等をお支払いいたします。

※確認した結果、補助金をお支払いできない場合があります。ご了承ください。

※PTA会費からの補助については中央区以外の団体からの補助金とみなし、講師謝金等をお支払いします。

4 その他

①託児を希望する場合は、事務局へ早めにご連絡ください。託児の人数と月齢により、必要な託児室と保育士が変わります。また、事務局でおもちゃの貸し出しも可能ですのでご利用ください。

託児は、原則2歳6ヶ月以上の未就学児が対象ですが、1歳以上も相談に応じます。

登録託児従事者等が協力して託児を行っております。

②会場及びテーマに沿った内容や日程に関して不明な点は、協議会事務局にご相談ください。会場に社会教育会館を利用希望の場合は、早めにご相談ください。

③外部からの取材等依頼があった場合は、事務局へご相談ください。

④応募書・企画書提出後、やむを得ず学習会等の変更が生じた場合は、すみやかに協議会事務局へご相談ください。